

意見書第4号

有機フッ素化合物（PFAS）汚染による汚染源の特定と根本解決を求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項及び第3項の規定により提出します。

令和7年12月19日提出

読谷村議会議長 伊波 篤 殿

提出者 読谷村議会総務常任委員会
委員長 山内政徳



有機フッ素化合物（PFAS）汚染による汚染源の特定と根本解決を求める意見書

沖縄県が2016年1月、7市町村45万人に供給される北谷浄水場の取水源がPFASに汚染されていることを明らかにしてから9年が経過した。環境汚染の問題解決の原則は、汚染源を特定することと、それに基づいて汚染者負担を適用することだが、沖縄県や軍転協（沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会）、地元自治体が幾度も基地内立入調査を要請してきたにもかかわらず、現在も米軍基地内の立入の調査は実現していない。1973年の環境に関する協力についての日米合同委員会合意に基づき、地元自治体が求める米軍基地内への立ち入り調査の早期実現を、日米両政府にこれまで以上に強く求める。

現時点において、国はPFASの健康への影響について「国内では健康被害はない」と言っているが、命の源である「水」は、私たちの生活に欠かせないものである。その命の水がPFASに汚染されているにもかかわらず、汚染源が特定できてないことは県民に大きな不安を与えている。

現在PFASの低減に有効な高機能粒状活性炭が北谷浄水場で使用されているが、高機能粒状活性炭にかかる費用、約16億円に国の補助金が使えず、水道料金の負担など県民の負担になるとの報道があった。

予防原則に則って、汚染源である蓋然性が高い米軍基地のPFASの除去ができるまでの間も、北谷浄水場の高機能粒状活性炭をはじめとするPFASの低減や除去等にかかる費用を、県民に負担させるのではなく国の責任において解決するよう、下記事項を日米両政府に強く求める。

記

1. 汚染源を特定し、速やかに根本解決に向け取り組むこと
 2. 予防原則に則って、汚染源の特定から根本解決までの間、PFASの低減や除去等に関して国による恒常的な費用負担をすること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月19日

沖縄県読谷村議会

宛先

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、環境大臣、防衛大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）、外務省特命全権大使（沖縄担当）